

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
船橋中央病院
病院長 横 須 賀 收

1. 調達内容

(1) 調達件名

- ① 病棟看護助手業務人材派遣 4名
- ② 病棟ローテーション看護助手業務人材派遣 5名
- ③ 医師事務作業補助室所属外来業務人材派遣 4名
- ④ 医師事務作業補助業務人材派遣 3名

(2) 調達案件の仕様等

別紙仕様書による

(3) 契約期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日

(4) 履行場所・配置人数及び年間委託日数

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院
別紙仕様書による

(5) 入札方法

入札金額については、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって交渉者決定価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という）第4条の規定に該当する者であること。
- (2) 契約細則第5条・6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供」でA・B・C又はD等級に格付けされ競争参加資格を有する者である事。
但し、登録資格の停止を受けている期間は本件入札に参加できない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続開始の申立てをした者にあつては厚生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の許可がされていないものではないこと。

- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近2年間の社会保険料等について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険
- （注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以来の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。
- (8) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

3. 入札手続等

(1) 公示期間

自 令和2年7月1日 至 令和2年7月21日

(2) 競争参加資格確認申請書提出及び仕様書交付の期間・場所

競争参加資格確認申請書について（7月21日16時までに提出）

① 競争参加資格確認申請書

② 統一参加資格審査結果通知書（写）

③ 保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類

ア、直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収書の写し若しくはこれに準ずる書類

イ、直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の申告書の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類

仕様書交付について

※郵送・FAX・E-mail不可

上記公示期間内の9時から16時の間（土日祝祭日及び12時から13時を除く）

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院

2階 事務部 経理課 契約係

(3) 入札説明会

入札説明書（仕様書）交付時に随時実施

(4) 開札日時・場所

令和2年7月22日 ①13時30分 ②13時45分 ③14時00分 ④14時15分

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院 第一会議室

(5) 問い合わせ先

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院

2階 事務部 経理課 契約係

Tel 047-433-2111

※郵送・FAX・E-mail不可

4. その他

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

- (3) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、本入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書の作成

作成を要する

- (5) 交渉権者の決定方法

- ① 予定価格の制限範囲内の価格をもって有効な入札を行ったもののうち、入札額に基づき交渉順位を付し、最も入札価格が低かったものを契約の第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後10日以内に契約締結に至らなかった場合又は、契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められた場合には交渉順位に従い他の交渉権者との交渉を行う。